

## 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の進め方（案）

## 1. 基本的考え方

- 郵政民営化委員会は、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、郵政民営化推進本部長に意見を述べ（郵政民営化法19条1項）、本部はこれを国会に報告することとされている（同法11条2項）。

第1回目の意見（平成21年3月13日）、第2回目の意見（平成24年3月7日）

第3回目の意見（平成27年4月17日）、第4回目の意見（平成30年12月26日）

第5回目の意見（令和3年4月22日）

- 株式上場後5年が経過し、令和3年10月に政府が日本郵政株式の保有割合を約3分の1となるまで処分するとともに、日本郵政がかんぽ生命の株式を令和3年6月に保有割合2分の1以下まで処分し、また、ゆうちょ銀行の株式を令和5年3月に保有率を約60%になるまで処分した。このような状況を踏まえて、郵政民営化法第7条第2項に基づく金融2社株式の早期処分に向けた道筋、郵便局ネットワークの価値向上、持続可能なビジネスモデルの構築等について、次の「2. 検証の視点等」により、令和6年春頃を目途とした意見の取りまとめに向け、調査審議を本格化させる。

## 2. 検証の視点等

- 日本郵政グループの経営実情やサービスの提供状況等を踏まえ、同業他社等の動向も視野に入れつつ、客観的事実に基づいて、(1)に掲げる視点により検証を行う。  
その際に、今後収集するデータ、意見等を踏まえ、(2)に掲げる項目について調査審議を行う。

## (1) 検証の視点

- ① 日本郵政グループの経営の健全性、収益力強化
- ② 日本郵政グループの適正な業務運営態勢（ガバナンス）の確保
- ③ 日本郵政グループの一体経営のあり方
- ④ 郵便局ネットワークの一層の活用、価値向上

## (2) 検証項目

- ① 郵政民営化法に掲げられた基本方針等の達成状況（金融二社株の処分状況、郵便・物流及び郵便局ネットワークの維持・活用等）
- ② 金融二社の株式処分に伴う日本郵政グループの一体的な経営のあり方（コンプライアンス、コーポレートガバナンス等）のあり方
- ③ 日本郵政グループの持続可能なビジネスモデルに向けた取組状況
- ④ 中期経営計画で掲げたその他の目標の達成状況
- ⑤ これまでの検証における当委員会意見に対する日本郵政グループの取組状況
- ⑥ 日本郵政グループに対する行政の取組状況（データ利活用に関する検討、地方自治体の業務の受託等）等

## ■ 調査審議の進め方

### (1) 日本郵政グループの取組及び同グループを取り巻く状況の把握

日本郵政グループの経営状況の把握、関係業界への影響等を把握するため、利害関係者等からヒアリングを行う。

- ① 日本郵政グループ、関係行政機関、関係業界等
- ② その他、補完的なヒアリング先として有識者やシンクタンク等

### (2) 郵便局等の実情等の把握

郵便・物流の効率化、郵便局ネットワークの一層の活用の進捗等を検証するため、郵便・物流の現場、郵便局窓口の現場等を視察する。

- ・ 郵便局等関係施設の視察及び当該施設職員（管理者及び担当職員）との意見交換等

### (3) 各界各層の評価・意見の把握

幅広く国民各層から多様な意見を収集するため、次の施策を実施する。

- ① 意見募集
- ② 有識者等インタビュー（自治体、経済界、消費者、学者、報道機関、アナリスト等）

### (4) 審議・意見取りまとめ

ヒアリング結果等を踏まえ、郵政民営化の進捗状況を確認するとともに、抽出した論点について審議し（評価、課題・対応の方向性の整理等）、意見として取りまとめ、郵政民営化推進本部長に提出する。

### (5) その他

日本郵政グループにおける中期経営計画の進捗状況、懸案への対応状況等について把握していく上で、必要により非公式会合の開催を検討する。

## 郵政民営化に関する意見募集（案）

令和5年7月25日  
郵政民営化委員会

### 1 意見募集の目的

郵政民営化委員会では、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行っています。

今後、当委員会の意見を取りまとめることとなりますが、ついでには、その際の参考とするため、

- ① これまでの郵政民営化に対する評価
- ② 今後の郵政民営化への期待
- ③ その他

についての意見を募集します。

なお、頂いた個々の御意見に対して、当委員会の考え方を示すことは致しませんので、あらかじめ御了承ください。

### 2 意見提出期間

令和5年7月26日（水）から8月24日（木）まで（必着）

### 3 意見提出要領

次の事項を記入の上、電子メール、電子政府の総合窓口「e-Gov」又は郵送のいずれかの方法で提出してください。お電話や持ち込みによる意見の提出はできませんので御了承ください。

なお、提出意見は、日本語で記入願います。

#### (1) 記入事項

ア 提出者名（個人又は団体等の別を提出者欄に記入の上、個人の場合は氏名、団体等の場合は名称、代表者名及び担当者名を記入願います）

※団体等の代表者が個人として意見を提出する場合は「個人」としてください。

イ 住所（団体等の場合は主たる事務所の所在地）

ウ 連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）

エ 御意見（以下のいずれかの項目に係るものかを明記願います）

- ① これまでの郵政民営化に対する評価
- ② 今後の郵政民営化への期待
- ③ その他

#### (2) 意見提出方法

ア 電子メールの場合

意見書（様式）に必要事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

i.kenshou.yusei.h2p\_atmark\_cas.go.jp

※1 迷惑メール防止対策のため、メールアドレスの一部を変えています。

(「\_atmark\_」を、「@」に置き換えて下さい。)

※2 意見書(様式)のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出願います。

#### イ 電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出下さい。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、アにより提出してください。

#### ウ 郵送の場合

意見書(様式)に必要な事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎  
郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 あて

### 4 留意事項

- (1) 提出者名やその属性に関する情報は公表する場合があります。匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。
- (2) 郵送で御意見を提出された方には、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 その他

- (1) 提出者の方の連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- (2) 御質問については、郵政民営化委員会事務局「意見募集」係までお願いします。  
電話(「意見募集」係): 03-5251-8940

(注) 本意見募集については、電子政府の総合窓口[e-Gov]のパブリックコメント欄にも掲載しています。

(意見募集の御参考)

#### ●郵政民営化法(平成17年法律第97号)(抄)

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 (略)

2・3 (略)